

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府 省 庁 名		内閣府	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長				
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準 ・ 特例措置の内容 昭和57年度から令和8年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産（事務所および宿舍の用に供するものを除く。）に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置を、3年間延長する。				
関係条文	地方税法附則第15条 第4項 地方税法施行令附則第11条 第6項				
減収見込額	[初年度] — (▲1,201) [平年度] — (▲1,332) [改正増減収額] —				

合理性

政策体系における政策目的の位置付け	政策：10. 沖縄政策 施策：10. 沖縄振興に関する施策の推進																																										
政策の達成目標	電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。																																										
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間の延長）																																										
同上の期間中の達成目標	電気料金を低廉化し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。																																										
政策目標の達成状況	本措置により、令和3年度から令和7年度までの5年間平均で、1 kWh 当たり約 0.43 円の電気料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。 ＜電気料金に与える影響＞（単位：百万円、円/kWh） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>1,111</td><td>1,146</td><td>1,136</td><td>1,154</td><td>1,198</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.15</td><td>0.15</td><td>0.16</td><td>0.15</td><td>0.16</td></tr></table> ※沖縄電力(株)による実績報告 ＜電気料金(単価)の推移＞（単位：円/kWh） <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>沖縄電力(株)</td><td>20.87</td><td>24.24</td><td>24.38</td><td>25.38</td><td>24.16</td></tr><tr><td>9 社平均</td><td>16.68</td><td>23.16</td><td>21.88</td><td>22.03</td><td>21.49</td></tr><tr><td>単価差</td><td>4.19</td><td>1.08</td><td>2.50</td><td>3.35</td><td>2.67</td></tr></table> ※料金単価の算出方法: 電灯・電力料収入÷各社の販売電力量 ※出典: 各社有価証券報告書から作成 ※令和4年度については、ウクライナ情勢による燃料費高騰の影響により、一時的に格差が縮小		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	適用額	1,111	1,146	1,136	1,154	1,198	影響単価	0.15	0.15	0.16	0.15	0.16		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	沖縄電力(株)	20.87	24.24	24.38	25.38	24.16	9 社平均	16.68	23.16	21.88	22.03	21.49	単価差	4.19	1.08	2.50	3.35	2.67
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度																																						
適用額	1,111	1,146	1,136	1,154	1,198																																						
影響単価	0.15	0.15	0.16	0.15	0.16																																						
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度																																						
沖縄電力(株)	20.87	24.24	24.38	25.38	24.16																																						
9 社平均	16.68	23.16	21.88	22.03	21.49																																						
単価差	4.19	1.08	2.50	3.35	2.67																																						

有効性

要望の措置の適用見込み	適用事業者：1社（沖縄電力(株)）																							
要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和8年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では、年額約 768 円の負担軽減の効果がある。 ＜電気料金に与える影響＞（単位：百万円、円/kWh） <table><tr><td></td><td>R8年度</td><td>R9年度</td><td>R10 年度</td><td>R11 年度</td><td>R12 年度</td></tr><tr><td>適用額</td><td>1,196</td><td>1,201</td><td>1,360</td><td>1,435</td><td>1,436</td></tr><tr><td>影響単価</td><td>0.16</td><td>0.16</td><td>0.18</td><td>0.19</td><td>0.19</td></tr></table> ※沖縄電力(株)の計画に基づく							R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	適用額	1,196	1,201	1,360	1,435	1,436	影響単価	0.16	0.16	0.18	0.19	0.19
	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度																			
適用額	1,196	1,201	1,360	1,435	1,436																			
影響単価	0.16	0.16	0.18	0.19	0.19																			

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置（石油石炭税） ・ 沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等） ・ 沖縄の産業イノベーション促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税）																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																	
	要望の措置の妥当性	本措置によって、構造的不利性に伴う供給コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての的確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。 また、本措置による軽減分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっている。																	
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	(単位：百万円) <table><tr><td></td><td>R3年度</td><td>R4年度</td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>軽減額</td><td>1,111</td><td>1,146</td><td>1,136</td><td>1,154</td><td>1,198</td></tr></table>							R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	軽減額	1,111	1,146	1,136	1,154	1,198
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度													
	軽減額	1,111	1,146	1,136	1,154	1,198													
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用総額（千円）：令和4年度 88,386,078 令和5年度 81,140,422 令和6年度 86,269,296																	
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置による固定資産税の軽減分については、電気料金の料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和8年度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では年額約 768 円の負担軽減の効果がある。																	
前回要望時の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保																		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標に関しては概ね達成している。																		
これまでの要望経緯	昭和 57 年度 創設 昭和 60 年度 2 年間の延長 昭和 62 年度 5 年間の延長 平成 4 年度 〃 平成 9 年度 〃																		

	平成 14 年度 //
	平成 19 年度 //
	平成 24 年度 3 年間の延長
	平成 27 年度 5 年間の延長
	令和 2 年度 2 年間の延長
	令和 4 年度 2 年間の延長
	令和 6 年度 3 年間の延長

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期・中期・長期アウトカム共通で他地域（9社平均）との電気料金の格差を指標として設定した。
加えて、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和2年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和2～4年度（3年間）】：未達成
- 長期【令和2～6年度（5年間）】：（電気料金の格差）未達成
（一人当たりの県民所得）実績不明

○短期・中期・長期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

現時点においては未だ割高な電気料金とはなっているものの、当該措置による軽減分については電気料金原価に反映されており、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっており、沖縄における電気の低廉で安定的かつ適正な供給の確保が図られ、沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与していることから、本措置を引き続き継続する必要がある。